

## 夏季金融個別相談会を開催します

日本政策金融公庫一関支店の融資担当者が相談に応じる『夏季金融個別相談会』を下記により開催いたします。新型コロナの特別貸付は、9月末まで延長されており、加えて、原油や原材料等の高騰で、資金繰りがますます厳しくなることが予想されます。

借替えも含め、お気軽にご相談を。相談ご希望の方は、裏面に記入のうえお申込みください。

- 1 日時 7月26日(火) 13時～16時(1事業所1時間程度)
- 2 場所 金ヶ崎町商工会・研修室

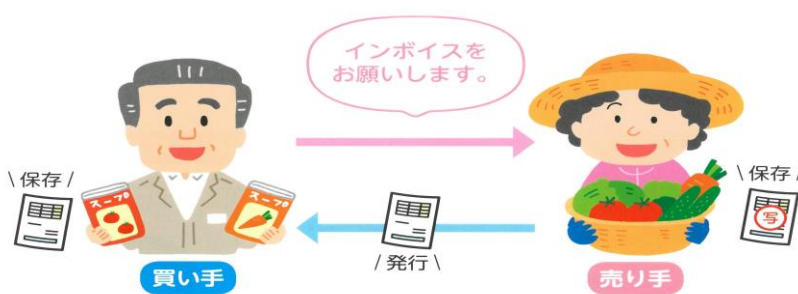
## 消費税インボイス制度について～登録:令和5年3月31日まで～

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。「適格請求書」＝インボイスは、取引のとき、必要なものを購入する**買い手**と、それを売る**売り手**でやりとりします。「必要なもの」は物品だけでなく、サービスなども含まれます。

インボイス制度は、この書類を発行したり受け取って保存したりするルール、「適格請求書保存方式」のことです。

**買い手**は、インボイスがないと消費税の仕入税額控除を受けられません。

商工会では、全国商工会連合会発行の「一目でわかるインボイスの手引き」などの小冊子を配布し、制度の周知とその対応への支援を実施していますので、お気軽にご相談ください。



## 『納期の特例』源泉所得税の税納付時期です！

事業専従者や従業員に給与を支払い、源泉所得税の納期特例を提出している事業主は、源泉所得税を7月11日(月)までに報告及び納付しなければなりません。

源泉所得税額が0円でも税務署に納付書の提出が必要です。詳しくは、商工会まで。